## 八王子都市計画 東めじろ台地区 地区計画 計画図 (変更図)(八王子市決定)

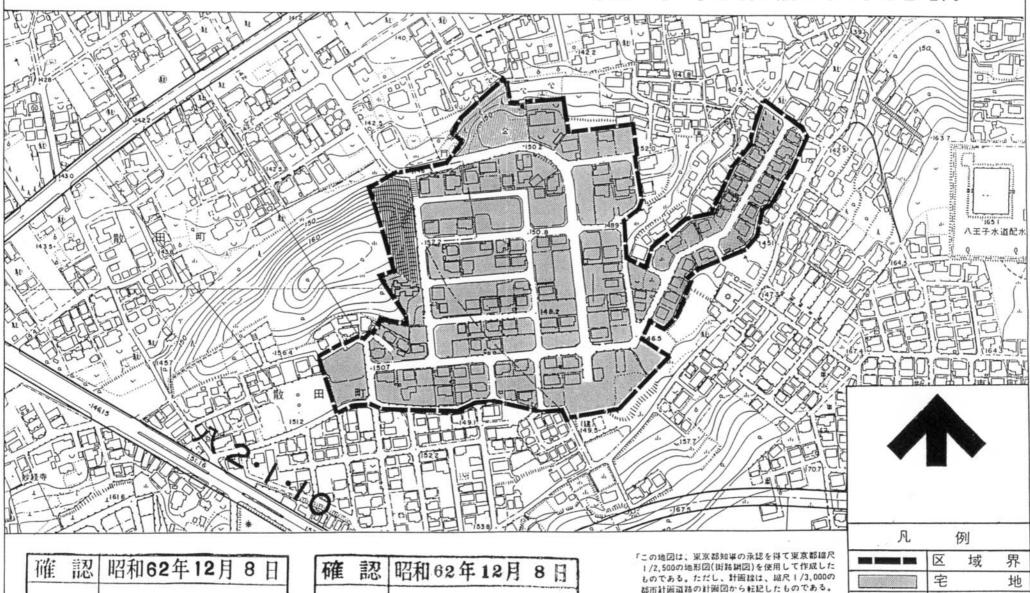
八王子市散田町三丁目及び散田町四丁目各地内

(泳認從号)58都市旋街第142号、昭和59年3月14日

作成」

都市計画公園

地区施設(緑地)



施設計画部街路計画課

所管部課名

地域計画部土地利用計画課

所管部課名

都市計画東めじろ台地区地区計画を次のように変更する。

	一画来のしつ日地区地区町画をか			γ( × 3( γ ( – χ, χ, γ ) ψ )		
名			称	東めじろ台地区地区計画		
位置			置	八王子市散田町三丁目及び散田町四丁目各地内		
	面積		積	約6.0ha		
区域の整備	地	区計画の目標		快適で魅力ある都市環境を創出するために、当地区において現に形成されている低層の一戸建住宅を主体とした良好な住環境の維持、保全を図ることを目標とする。また、個々の敷地の緑化を推進するとともに、緑地を設け、緑あふれるうるおいのあるまちづくりをめざす。		
・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針			敷地の細分化、建築物の用途の混在の防止により、すでに形成されている低層の一戸建住宅地として維持、保全を図る。また、個々の敷地にあっては、生け垣などの緑を配し敷地内緑化を積極的に進める。		
	地区施設の整備の方針			地区内には、区画街路及び東散田公園(都市計画公園 2・2・56)が配置されている。それらの機能が損なわれないよう、維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針			良好な住環境を有する低層の一戸建住宅地として保全するため、建築物の用途、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、建築行為を誘導、規制する。また、垣、さくは、緑化を図るとともに、地震時の倒壊を防止するために生け垣を主体としたものとする。		
地	位	位置		八王子市散田町三丁目及び散田町四丁目各地内		
	直	ī	積	約6.0ha		
区	地区施設の配置 及び規模 緑 地		緑地	名称	面 積 ヘクタール	備考
				東めじろ台緑地	約0.2	
	建築物の用途の制限 (知事承認事項) 築			次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。  1. 住宅(長屋を除く。)		
				2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)		
整	物			(1) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で建設大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (3) 理髪店、美容院、貸本屋		
	12			(4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (5) 出力の合計が 0.2kw 以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房		
備	関 建築物の敷地面積の最 低限度 (知事承認事項)			<ul><li>3. 診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)</li><li>4. 前各号の建築物に附属する建築物</li></ul>		
				1 5 0 m²		
	す	壁面の位置の	D制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.7m以上としなければならない。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合に		
計	る			はこの限りでない。  1. 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、床面積の合計が、5 ㎡以内であること。		
	事			2. 自動車車庫で軒の高さが 2.3m以下であること。		
	<del> </del>	建築物の高さの最高限 度 (知事承認事項)		9 m ただし、地階を除く階数は 2 以下としなければならない。		
画	項 垣又はさくの構造の制 限			生垣又はフェンスとしなければならない。 ただし、高さ1m以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。		
備	まった。					
	-			0		

<理 由> 緑地等、公共空地の一層の担保と積極的整備を図り、良好な住環境を保全するため、地区計画を変更する。